

内部統制報告書等の株主総会提出に関する主な論点(案)

【経営者】

1. 金商法上の経営者の内部統制報告書又は外部監査人の監査報告書に記載される「重要な欠陥」が判明している場合には、定時株主総会において、経営者がその内容等を説明すべきか。
 - (1) 事業報告作成時までに判明した「重要な欠陥」については、たとえば、「会社の現況に関する重要な事項」又は「対処すべき課題」として事業報告に記載するとともに招集通知と併せて株主に送付してはどうか。
 - (2) 招集通知発信後株主総会開催日までに「重要な欠陥」が発覚した場合は、株主総会当日、経営者から説明する(ただし、2. との関係あり)。
 - (3) 事業報告への記載等については、関係団体等が「ひな型」を作成し、その普及を図るべきではないか。
 - (4) 金商法上の内部統制報告書及びその監査証明は、株主総会に提出させるまでの必要はなく、事業報告及び監査報告において指摘すれば足りる。
2. 「重要な欠陥」を事業報告に記載する必要がある場合には、事業報告作成後内部統制報告書作成時又は株主総会開催日までに判明した「重要な欠陥」は、Web 修正の方法等で開示するとともに、定時株主総会において、経営者がその内容等を説明すべきか。
3. 会社法上の内部統制の運用状況についても、事業報告に記載すべきか。
 - (1) 事業報告において経営者に内部統制に関する結果等の報告を課すことは、金商法上の内部統制の結果等の報告を行うことにもつながると考えて良い。
 - (2) 会社法上の内部統制制度が十分整備されていない。内部統制整備の方針決定を取締役会がするだけであり、それが適切に運用、実行されているかについて事業報告書にきちんと書くというように会社法上整備されていないことに問題がある。
 - (3) 会社法上も「整備」だけでなく「運用」について、議論をすべきである。
4. 有価証券報告書・内部統制報告書及びその監査報告書については、現在の実務上の取扱いよりも早期に提出されるべきか。(また、そのために検討を要する事項は何か。)

- (1) 適切な情報の早期開示という観点から、総会日以降でなければ財務諸表等を公表できない現状を改めるよう金融庁に要望したい。→前向きに検討する余地は十分にある。

【監査役】

1. 事業報告に「重要な欠陥」の記載があるときには、「監査役会監査報告書」において、監査役としての意見表明をすべきか。

「重要な欠陥」の種類、内容等により、監査役の意見を記載すべきか否かが分かれる。

- (1) 単に「事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示していると認めます。」あるいは、「内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。」との記載でよいか。「重要な欠陥」に対する取締役の取り組みにつき監査役としての意見表明は、必要か。

上記に関しては、日本監査役協会から「監査報告書のひな型」等を示すべきである。

2. 監査報告作成後内部統制報告書作成時又は株主総会開催日までに「重要な欠陥」が判明した場合、監査役はどのように対処すべきか。なお、このような場合としては、次のものが想定される。

- (1) 経営者と監査人に意見対立があり、監査報告作成時までに解消されなかったが、結局、監査人が「重要な欠陥」があるとの指摘を行うこととなった場合
(2) 監査報告作成後、「重要な欠陥」の存在が発覚した場合

いずれの場合も、経営者は、株主総会当日、監査人の「重要な欠陥」に対する指摘に対し、説明することが必要であり、監査役も必要に応じ説明する場合もある。

以上